

議案第 11 号

橋本市防災会議条例の一部を改正する条例について

橋本市防災会議条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 9 月 3 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市防災会議条例の一部を改正する条例

橋本市防災会議条例(平成18年橋本市条例第25号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(所掌事務) 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 略 (2) <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u> (3) <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u> (4) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第32条の水防計画その他水防に関する重要な事項を調査審議すること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づき政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)</u> 第3条 略 2～4 略 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。 (1)～(8) 略 (9) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</u> (10) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</u> 6・7 略</p>	<p>(所掌事務) 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 略 (2) <u>本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u> (3) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第32条の水防計画その他水防に関する重要な事項を調査審議すること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づき政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)</u> 第3条 略 2～4 略 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。 (1)～(8) 略 (9) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</u> 6・7 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。